○外務省告示第四百十五号

次に掲げる各国の政府は、昭和四十年十一月十五日にハーグで作成された「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日にオランダ王国外務省に寄託した。

セルビア共和国　平成二十二年七月二日
マルタ共和国　平成二十三年二月二十四日
モロッコ王国　平成二十三年三月二十四日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

セルビア共和国　平成二十三年二月一日
マルタ共和国　平成二十三年十月一日
モロッコ王国　平成二十三年十一月一日

（平成二十三年二月九日付け、同年十月十一日付け及び同年十一月七日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○文部科学省・経済産業省告示第四号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月二十七日

文部科学大臣　中川　正春
経済産業大臣　枝野　幸男

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「係る措置」の下に「（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）」を加え、同項第六号中「維持運営等措置」の下に「（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）」を加え、同項第七号中「準ずる措置」の下に「（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）」を加え、同項第八号中「ための措置」の下に「（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）」を加え、同項第九号中「除く」を「除き、災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○厚生労働省・農林水産省告示第五号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、社団法人日本弁当サービス協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　変更前の事務所の所在地
東京都千代田区神田淡路町二丁目三番地二

二　変更後の事務所の所在地
東京都千代田区神田淡路町二丁目二十一番地十二

三　変更の時期
平成二十三年十一月三日

○厚生労働省・農林水産省告示第六号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十三年十二月十四日付けをもって社団法人日本弁当サービス協会及び公益社団法人日本給食サービス協会の認定業務規程の変更の認可をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定認定機関の名称
社団法人日本弁当サービス協会

(二)　変更の概要
指定認定機関の事務所の所在地を「東京都千代田区神田淡路町二丁目三番地二」から「東京都千代田区神田淡路町二丁目二十一番地十二」に変更する。

(三)　変更後の認定業務規程
変更後の社団法人日本弁当サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定認定機関の名称
公益社団法人日本給食サービス協会

(二)　変更の概要
指定認定機関の名称を「社団法人日本給食サービス協会」から「公益社団法人日本給食サービス協会」に変更する。

(三)　変更後の認定業務規程
変更後の公益社団法人日本給食サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十五号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「、アイルランド、スウェーデン」及び「、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）」を削る。

○農林水産省告示第二千四百十六号

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）第九条第一項及び第二項の規定に基づき、平成十五年三月二十日農林水産省告示第四百三十五号（海面漁業生産統計調査規則第四条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二条を削る。

第三条の見出しを「（漁獲成績報告書等）」に改め、同条第一項中「統計部長が農林水産大臣又は都道府県知事の許可を得て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告書（以下「漁獲成績等報告書」という。）」を「農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が、漁獲成績報告書等（同項に規定する漁獲成績報告書等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「漁獲成績等報告書」を「報告」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十二号に掲げるものにあっては、規則第四条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項に係るものに限る。

第三条第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　小割り式くろまぐろ養殖業

第三条第三項中「漁獲成績等報告書のうち農林水産大臣が定めるもの」を「農林水産大臣が定める漁獲成績報告書等」に改め、同項に次の一号を加える。

七　小割り式くろまぐろ養殖業

第三条第五項を削り、同条を第二条とする。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録等の送付に係る期限）

第三条　規則第八条第二項及び第三項並びに第九条第三項及び第四項の規定による送付に係る期限は、統計部長が定めるものとする。

○経済産業省告示第二百四十八号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、日本海洋石油資源開発株式会社の実施した岩船沖南ＭＳ－一号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

北緯三十八度七分八・四八七秒、東経百三十九度十九分二十・四二〇秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度二千七百八十五・九四メートルから二千八百四十一・二八メートルまでの間に存するガス層に属するもの